

公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和元年6月21日

世田谷区

1. 業務の概要

(1) 件名

世田谷西部地域地区計画及び土地区画整理事業を施行すべき区域内の新たな市街地整備方針等検討業務委託

(2) 目的

区では、昭和44年に都市計画決定した「土地区画整理事業を施行すべき区域（以下「すべき区域」という。）」内の基盤整備について、新たな事業手法等を含めた街づくりの誘導を進めていく必要がある。このため、これまでに策定したすべき区域の市街地整備方針（平成17年）を見直し（更新し）、すべき区域内の基盤整備の推進に必要な整備の方針及び整備手法を定める「世田谷西部地域地区計画及び土地区画整理事業を施行すべき区域内の新たな市街地整備方針（以下「新方針」という。）」を策定する。この新方針を策定するため世田谷区都市整備方針及び「周辺区部における土地区画整理事業を施行すべき区域の市街地整備のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえ業務を委託するものである。

(3) 対象区域

世田谷西部地域地区計画及びすべき区域内

(4) 業務委託の内容

【令和元年度】

世田谷西部地域地区計画及びすべき区域内の新たな市街地整備方針等検討業務委託

- ① 世田谷西部地域地区計画及びすべき区域内の市街地整備の方針や手法の検討
- ② 市街化予想図の実現性の調査
- ③ 市街化予想図の見直しの考え方や手法の検討

※①②③とも世田谷西部地域地区計画及びすべき区域の市街地整備方針（平成17年）並びにすべき区域の道路ネットワーク方針図（平成19年）への対応について整理し、これまでの調査結果を踏まえて作成すること。

【令和2年度】

世田谷西部地域地区計画及びすべき区域内の新たな市街地整備方針（案）作成支援業務委託

- ・令和元年度の成果の実効性の検証
- ・住民説明用のたたき台、新方針のたたき台作成
- ・住民意見募集のための説明資料の作成及び結果のとりまとめ
- ・関係機関との協議資料の作成

【令和3年度】

世田谷西部地域地区計画及びすべき区域内の新たな市街地整備方針策定支援業務委託

- ・新方針の作成及び実行手順の作成
- ・関係機関との協議資料の作成

※本プロポーザルで企画提案を行うにあたり、これまでの調査結果等の提供が必要な場合には、担当まで申し出ること。

※各年度の業務内容の詳細は担当者と調整し決定をする。

(5) 履行期間

契約の日から令和4年3月まで（単年度契約）

※ただし、前年度の業務の履行状況が良好であること、各年度の予算配当を条件とする。

(6) 成果品

成果品は以下のとおりとする。（各年度共通）

- ① 業務報告書 8部
- ② その他、区担当者から指示があった資料
- ③ 上記の電子データ（CD-R） 1枚
 - ・電子データについては、最新のソフトでウイルスチェックを行い、チェックした日付及び使用したソフトをCD-Rに記載すること。
 - ・成果品の著作権は世田谷区に帰属するものとする。

2. プロポーザルに参加できる者の資格

参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加者名簿に登録されていること。営業種目「都市計画・交通関係調査業務」を有すること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。
- (4) 法人税、法人事業税、法人都道府県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (6) 平成21年度以降に、すべき区域の市街地整備計画等の検討に関する官公庁との契約実績を有すること。
- (7) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (8) 個人情報保護に関する社内規定等が整備されていること。

- (9) 技術士（建設部門）資格者を1名以上有しており、契約をした場合には本業務に配置できること。

3. 審査項目

(1) 第一次審査（書類審査）

- ① 企業実績
- ② 予定技術者の業務実績等
- ③ 業務の実施方針／業務の実施手法及び業務フロー
- ④ 特定テーマの提案
- ⑤ 業務実施体制
- ⑥ 資料作成能力
- ⑦ 工程計画

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）

- ① 専門性と技術力
- ② 取り組み姿勢
- ③ コミュニケーション力

4. 手続等

(1) 担当部課

世田谷区都市整備政策部都市計画課 担当：森田

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

（世田谷区役所第一庁舎4階44番窓口）

電話03-5432-2455 FAX 03-5432-3023

E-mail：SEA02008@mb.city.setagaya.tokyo.jp

窓口受付時間（土、日、祝祭日を除く午前8時30分から午後5時まで）

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 期 間：令和元年6月21日（金）から令和元年7月5日（金）午後5時まで

② 交付場所及び方法

- ・上記（1）にて窓口配布
- ・世田谷区ホームページよりダウンロード

[世田谷区トップページ](#)→[くらしのガイド](#)→[住まい・街づくり・交通](#)→[都市計画](#)→[都市計画・方針等](#) に掲載

(3) 参加表明書の提出

① 期 限：令和元年7月5日（金）午後5時まで（必着）

② 場 所：上記（1）

③ 方 法：持参（土、日、祝祭日を除く午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（宅急便、書留等、送達確認できるものに限る）

(4) 企画提案書等の提出日、提出場所及び方法

① 期 限：令和元年8月2日（金）午後5時まで（必着）

② 場 所：上記（1）

- ③ 方 法：持参（土、日、祝祭日を除く午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（宅急便、書留等、送達確認できるものに限る）

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：有
- 【令和元年度】世田谷西部地域地区計画及びすべき区域内の新たな市街地整備方針等検討業務委託
- 【令和2年度】世田谷西部地域地区計画及びすべき区域内の新たな市街地整備方針（案）作成支援業務委託
- 【令和3年度】世田谷西部地域地区計画及びすべき区域内の新たな市街地整備方針策定支援業務委託
- ※委託契約は年度ごとに行い、本事業について各年度の予算配当があること及び令和元年度、令和2年度、令和3年度については前年度の履行内容が良好と認められることを条件とする。
- ※業務内容・スケジュールが大きく変更になる場合は契約を締結しないことがある。
- (5) 区は、この案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称並びに企画提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (6) 詳細は、4.（2）の説明書による。